

使用実態アンケートへご協力のお願いと純正ホイール・ナットの無償提供

手 順 書

「大型車のホイール・ナットの緊急点検」の実施に伴い、大型車メーカーにおいて車輪脱落事故防止に向けて、お客様所有の大型車の使用実態を把握させて頂きたいと存じます。

本緊急点検において、劣化したホイール・ナットの交換が必要なお客様につきましては、本アンケートへご協力をお願いいたします。

本アンケートにご協力頂きました御礼としまして、本緊急点検により交換される純正ホイール・ナットを無償提供いたします。

+++++

【アンケートへ御協力のお願ひ】

- ①本アンケートは、平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車（初度登録された 4 年超）を対象といたします。
- ②本アンケートは、「大型車のホイール・ナットの緊急点検」で、劣化したホイール・ナットを交換されるお客様を対象といたします。
ダイレクトメール同封の作業実施要領書に、劣化したホイール・ナットの交換目安を記載しておりますので、ご確認願ひます。
- ③本アンケートは、右下の QR コード(又は URL)からアンケートページを読み取り、スマートフォン等でご回答を選ぶ簡単な内容となっております。
*ご回答に必要な時間は最大で 10 分程度です。
*ご回答頂いた本アンケートにつきましては、使用実態の把握にのみ使用し、他の用途に使用することや、お客様情報を公表する事は一切ございません。



*注：QR コード，URL は各社のものに差し替え

アンケート用 QR コード

URL <https://forms.office.com/r/1LVkNASZ12>

【ホイール・ナットの無償提供について】

- ①無償提供させて頂く純正ホイール・ナットの数量は、最大で該当する大型車の左側後輪分といたします。
- ②無償提供させて頂く純正ホイール・ナットは、劣化したホイール・ナット現品との交換といたします。
- ③申請書に必要事項を記載いただき、整備工場/タイヤショップ又はメーカー販売会社整備工場に提出いただく必要があります。

*ただし、交換作業手順のご都合等で、劣化したホイール・ナット現品との交換が困難な場合は、劣化したホイール・ナットを交換される前に、劣化したホイール・ナットが取り付けられている車輪の状態をスマートフォン等で撮影していただき、各社販売店が確認したうえで、事前に純正ホイール・ナットを無償提供することも可能です。

*なお、本緊急点検の作業工賃は、有料 となりますことを、あらかじめ御承知おき願います。

*本緊急点検を普段からお付き合いのある自動車整備工場や、大型自動車メーカー系列店舗、タイヤショップ等へご依頼されるお客様につきましては、ご依頼される際に必ず「ホイール・ナットの緊急点検を依頼する」旨、お申し付けください。

申請書

純正ホイール・ナットの無償提供が必要なお客様は、必ずこの用紙をお持ちください

【お客様記入欄】

お客様情報 車台番号 XXXXXXXXXX *印字又は手書き(空欄)。各社方式で選択。

該当時に□部にレを記入

- 初度登録年月日のご確認：平成 30(2018)年 9 月 30 日以前に登録された大型車であることを車検証にてご確認
- スマートフォンによるアンケートにご協力頂いていることをご確認
- 劣化したホイール・ナット現品又は劣化したホイール・ナットを撮影した写真データの用意
 - 現品用意 / 写真代用 / 販売店現車確認
- お客様車両の後側車輪の種類のご確認
 - 高床二軸 / 高床一軸 / 低床二軸 / 低床一軸

純正ホイール・ナットの無償提供数量 _____ 個

*最大 20 個(高床二軸)/台

お客様御芳名 _____

【緊急点検を実施された自動車整備事業者様、タイヤショップ様ご記入欄】

※お客様ご自身が緊急点検を実施される場合は、お客様ご自身で記載してください。

その場合、緊急点検実施事業者名のご記入は不要です。

- ホイール・ナットの劣化状態が、ダイレクトメール同封の作業実施要領書と合致していることをご確認
- 作業実施要領書に沿った点検整備を完了したことをご確認

緊急点検実施事業者名 御社名 _____

ご担当 _____

ご協力頂き、誠にありがとうございました。

裏面に続く

各社販売店での純正ホイール・ナットの無償提供の際に、ダイレクトメール宛名書き(又は車台番号が記載されている書類)、劣化したホイール・ナット現品とともに、本用紙は回収させていただきます。

【大型車のホイール・ナットの緊急点検 手順についてご確認】

- 本緊急点検をご依頼されるお客様は、事前に自動車整備事業者やタイヤショップへ本緊急点検の実施をお申し付けください。
 - ダイレクトメール中の車台番号が記入されている書類のご用意
 - 本紙の御記入・御確認
 - 劣化したホイール・ナット現品又は写真データのご用意
- * 販売会社持込み時は不要

大型車のホイール・ナットの緊急点検の流れ

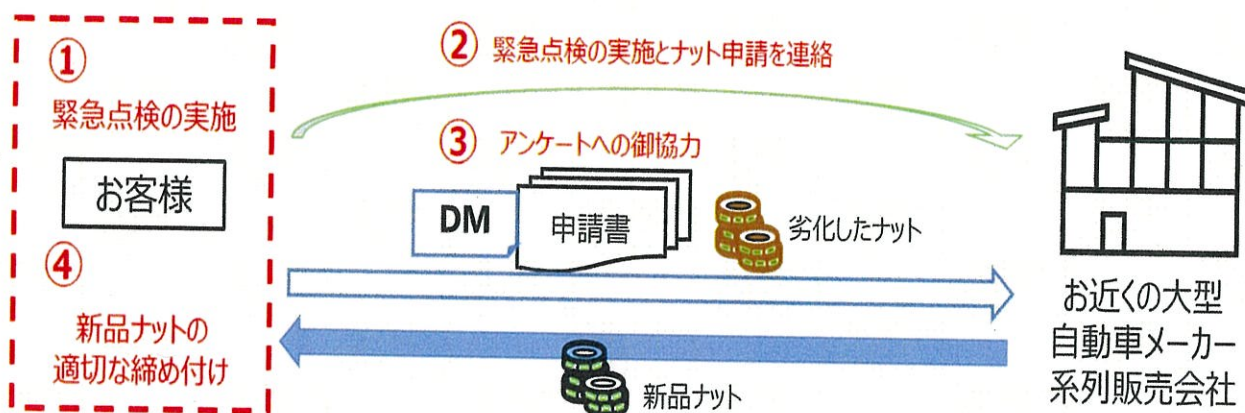
大型車のホイール・ナットの緊急点検の実施方法や依頼先によって、ホイール・ナット(以下 ナット)の無償提供の手順が異なります。

以下に緊急点検の流れを記載しておりますので、ご参照下さい。

なお、ご不明な点等ございましたら、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社又は、各大型自動車メーカーお客様相談窓口へお問合せ下さい。

1. 使用者様のご自身(自社整備工場等含む)で緊急点検を実施される場合

- ①「大型車のホイール・ナットの緊急点検」作業実施要領に記載されている手順にしたがい、ナットの劣化・損傷の状態を点検します。
- ②緊急点検の結果、劣化・損傷によりナットの交換が必要とご判断された場合は、ダイレクトメール(以下 DM)に記載されている、最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にナットの無償提供を希望する旨をご連絡していただき、ナットの受取日の調整をお願いいたします。
- ③その後『手順書』の URL/QR コードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』、『申請書』、『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』とともに、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。その場で、純正ナットを無償提供いたします。
- ④新品ナットに交換して、適切な締め付けをしていただきましたら緊急点検は終了です。

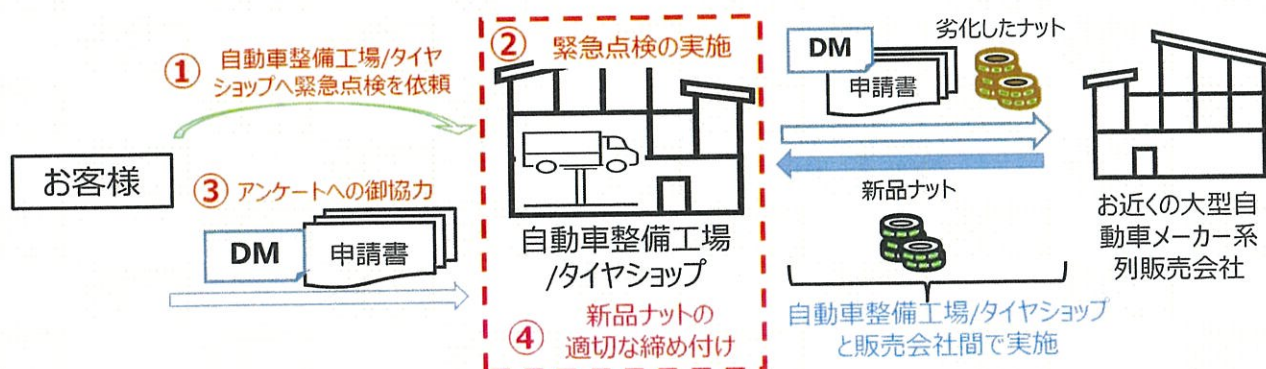


お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

2. 自動車整備工場並びにタイヤショップへ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ自動車整備工場並びにタイヤショップに対して、タイヤ交換等と併せてDMによるナットの緊急点検を希望される旨のご連絡をお願いいたします。
- ②自動車整備工場並びにタイヤショップにてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を自動車整備工場並びにタイヤショップへお渡し下さい。(大型自動車メーカー系列販売会社への申請及びナットの受取り等は、使用者様が行う必要はありません。)
- ④自動車整備工場並びにタイヤショップで新品のナットに交換して、適切な締め付けが行われましたら緊急点検は終了です。



自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様へお願い

緊急点検を実施された自動車整備工場並びにタイヤショップのご担当者様は、劣化・損傷によりナットの交換が必要と判断された場合は、お客様より受け取られた『DM』と『申請書』とともに『劣化・損傷したナットの現品(又は写真等)』を、お近くの大型自動車メーカー系列販売会社へお持ち下さい。

その場で、純正ナットを無償提供させていただきます。

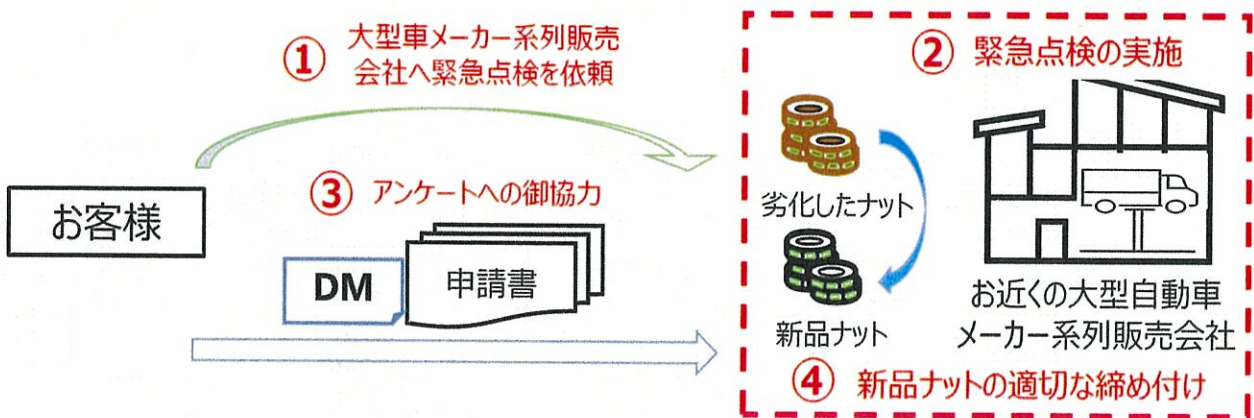
お手数ですがお客様の「申請書」に必要な項目が記載されているか、あらかじめご確認願います。

お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

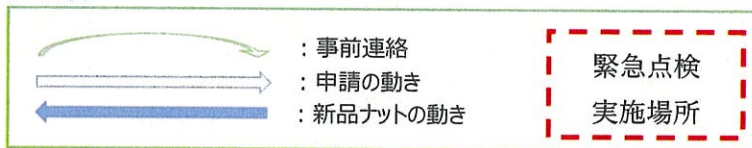
(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)

3. 大型自動車メーカー系列販売会社へ緊急点検を依頼される場合

- ①あらかじめ大型自動車メーカー系列販売会社に対して、DMによるナットの緊急点検を希望する旨のご連絡をお願いいたします。
- ②大型自動車メーカー系列販売会社にてお客様の大型車の緊急点検を行い、ナットが劣化・損傷しているか、ナットの交換が必要になるかを判断いたします。
- ③緊急点検の結果、ナットの交換が必要と判断された場合は、お客様ご自身で『手順書』のURL/QRコードからアンケートにご協力いただき、『手順書』に付属されている『申請書』に必要な項目を記載したうえで、『DM』と『申請書』を大型自動車メーカー系列販売会社へお渡し下さい。
- ④販売会社作業者が劣化・損傷したナットを新品のナットへ交換し、適切な締め付けを行って緊急点検は終了となります。



文書中の凡例



お近くの大型自動車メーカー系列販売会社につきましては、各社ホームページで御確認ください。

(または、ご案内文に記載の大型自動車メーカーお問合せ先及び、宛名シートに記載の最寄りの大型自動車メーカー系列販売会社にお問合せください。)